

国際司法裁判所による竹島問題の解決

中野 徹也（関西大学）

1. はじめに

日本国内の声 : 「竹島の問題について、日本としてまさに毅然として国際司法裁判所に訴えるべきではないか」（第186回参議院外交防衛委員会9号平成26年4月8日（白石隆参考人発言））

日本政府の立場 : 「我が国は、竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954年、そして1962年、さらには2012年に、韓国政府に対し、竹島問題を国際司法裁判所に合意付託することなどを提案しております。これまで韓国政府は我が国の提案に応じてはませんが、竹島問題を冷静、公正かつ平和的に解決するために、これらの提案に応じることを引き続き強く求めていきたいと考えています。竹島問題は、この現状を考えますときに、一朝一夕に解決する問題ではありませんが、ぜひ、大局的観点に立って、そして冷静に、かつ粘り強く対応していきたいと考えております。」（第189回衆議院予算委員会第三分科会1号平成27年3月10日（岸田国務大臣答弁））

【本日のテーマ】

- ・ 「単独提訴」とは？
- ・ 裁判は実現するか？
- ・ 勝敗は？
- ・ 日本はどのように対応していくべきであるか？

2. 国際司法裁判所（ICJ）における管轄権（＝裁判を行う権限）の設定

（1）同意原則

- * すべての国家は主権を有しており、主権は「至高」の権力なので、同意しないかぎり、強制的に裁判を受けさせることはできない
- ⇒ ICJに「強制管轄権」（＝一方当事者の申立てを、他方の当事者が拒否しているにもかかわらず受理し、裁判手続を進め、判決を下す権限）はない（「同意なくして裁判なし」）

(2) 方法

① 裁判付託協定（付託合意、コンプロミー）

→ 「裁判所に対する事件の提起は、……特別の合意の通告によって、……裁判所書記にあてて行う。」（ICJ規程40条1項）

* 争点となっている法律問題が明記されている

* 当事国は法律問題の解決＝紛争解決と考えている

➔ 裁判所による判決が紛争解決につながる可能性が最も高い方法

② 裁判条約、裁判条項

[裁判条約]

→ 「すべての紛争でこれに関し当事国が互に権利を争うものは、……裁判のために国際司法裁判所に付託される。」（国際紛争平和的処理に関する一般議定書17条）

[裁判条項]

→ 「この条約の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争で外交交渉により満身に調整されないものは、両締約国が何らかの平和的手段による解決について合意しなかったときは、国際司法裁判所に付託するものとする。」（日米通商航海条約24条2項）

③ 選択条項受諾宣言

→ 「この規程の当事国である国は、……すべての法律的紛争についての裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において当然に且つ特別の合意なしに義務的であると認めることを、いつでも宣言することができる。」（ICJ規程36条2項）

⇒ 事前に受諾宣言を行った国同士の場合、いずれか一方の提訴によって自動的に管轄権が設定される（←「事前の合意」）

受諾宣言を行っていない国を相手に提訴しても管轄権は設定されない（← 合意の欠如）

日本の受諾宣言

「……1958年9月15日以後の事態又は事実に関して同日以後に発生するすべての紛争であって他の平和的解決方法によって解決されないものについて、国際司法裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、かつ、相互条件で、当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認めることを日本国政府のために宣言する……。」

- ④ 応訴管轄：「単独提訴」による管轄権の設定方法
- ICJの管轄権を受諾している国（A）が受諾していない国（B）を相手に提訴
 - △ Bが提訴に応じる意思を表明（＝ 応訴）← 任意（応訴する義務なし）
 - 管轄権設定（「事後の合意」による）

(3) 小括

- ・ 上記①は韓国に拒否されている
- ・ 上記②は日韓の間にはない
- ・ 上記③を日本は行っているが、適用範囲を「1958年9月15日以後の事態又は事実に関して同日以後に発生する」紛争に限定している
 - ◆ 1952年に竹島問題が発生したとすると、韓国が受諾宣言を行ったとしても、この方法により管轄権を設定するのは難しい
- ・ 残されている方法は④のみ

3. 応訴管轄の成立要件

(1) 手続の開始（ICJ 規則 38 条）

- ・ 請求の提出
〔記載事項〕
 - 当事者（＝日韓）、紛争の主題（＝竹島の帰属）
 - ◇ 「管轄権の基礎とされるべき法的根拠をできる限り」
 - ◇ 請求の性質を正確に
 - ◇ 請求の基礎となる事実と理由を簡潔に
- ・ 相手国（韓国）へ請求送付
 - 韓国が同意するまでは、総件名簿に記載されず、裁判手続は進行しない
 - ⇒ 「濫訴」を抑制するため、1978年の規則改正により導入

(2) 同意の表明方法

- ・ 明示の宣言
- ・ 同意していることを確実に証明するに足る行動

(3) 先例

- * コルフ海峡事件管轄権判決

* 司法共助事件

⇒ ICJ 規則（1978 年改正）38 条 5 項が適用された初の事例

4. 単独提訴の意義と問題点

（1）意義

① 黙認の回避

② 宣伝

⇒ ICJ のプレス・リリースで日本が提訴したことは周知される

◆ 日本が韓国の主張に同意していないことを国際社会に知らせることができる

（2）問題点

① 日韓関係全体の悪化

② 敗訴の可能性

5. おわりに

- ・ 「単独提訴」とは、応訴管轄の成立を狙って請求を ICJ に送付すること
- ・ ICJ 規則上、「単独提訴」は可能
- ・ 敗訴の可能性が 0 とは言えない

《国際司法裁判所の判決による解決に向けて》

① 良好な日韓関係の構築

② 竹島問題の極小化

③ 日韓双方が「竹島問題＝裁判による解決に適した法律的紛争」であることを承認

◆ ②の前提として①